

○1番（諏訪一則議員） 1番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

1970年代に、ホームヘルパーから変容したガイドヘルパー派遣事業がスタートし、ガイドヘルパー派遣事業は、その後支援制度を経て、「障害者自立支援法」の成立によって、移動支援事業として地域生活支援事業に位置づけられることになり、2010年に法律改正が行われることによって、ようやく全国一律の制度である障害者福祉サービスとしての重度視覚障害者同行援護事業が2011年10月にスタートいたしました。

常陸太田市においては、平成28年4月1日現在で、障害者1級から6級まで110人の視覚障害者の方がおります。そのうち視覚障害者手帳の等級別所持状況は、障害者1級の方が44人、2級の方が34人と、多くの重度視覚障害者の方がおられます。昨年も視覚障害者の方の事故について、多くの報道がありました。そこで、視覚障害者の外出を保障するサービス「同行援護」について質問させていただきます。

「障害者総合支援法」第5条4、同行援護は、外出先での必要な代筆、代読、そういった情報支援サービスが挙げられます。同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を要する障害者等につき、外出時において障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動援護等の便宜を供与することと定められています。こういったことに対する外出、あるいは移動時に必要な支援、外出先での重要な代筆、代読、そういった情報支援、それから、移動に伴う身体介護、食事等、こういったものを行う者が同行援護ということですが、もう一つ、別事業に「移動支援」というものがあります。そこで、常陸太田市での視覚障害者の外出時を保障するサービス、同行援護について、視覚障害者の方が少しでもこのサービスを利用しやすくなるよう、情報が当事者に、そしてまたご家族に届くことを願い、次の3つの項目についてお伺いいたします。

1項目めは、同行援護及び移動支援の2つの事業において、それぞれのサービス対象者の基準及び支援の内容についてお伺いいたします。

2項目めは、同行援護サービスの現状及び利用者が月平均何人で、月平均利用時間は約何時間利用されているのか、また県内の状況についてお伺いいたします。

3項目めは、同行援護事業の利用拡大における市の考え方と同行援護サービスの充実を図るための今後の事業推進についてお伺いいたします。

以上3つの項目についてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 視覚障害者の外出を保障するサービス、同行援護についての3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、同行援護及び移動支援の2つの実施事業におけますサービス対象者の基準及び支援内容についてお答えをいたします。

同行援護の対象者につきましては、視覚障害によりご自身で外出する際の移動などが著しく困

難である方でございます。支援内容といたしましては、障害のある方が行政機関等にかかわる手続など、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出に際しまして、支援従事者が同行し、移動時に必要な情報の提供や援護に加えまして、外出先において代筆や代読などの支援を行うものでございます。

なお、同行援護を利用する際につきましては、障害福祉サービス利用計画の作成とご本人へのアセスメント、これは国が定める一定以上の障害程度に該当するかどうかの確認作業になりますけれども、それらを行う必要がございます。アセスメントの結果、身体介護が必要であると判断された場合には、さらに障害支援区分の認定が必要となっております。

利用者の自己負担につきましては、生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯に属する方を除きまして、原則1割負担でございますが、利用者本人とその配偶者、また利用者が18歳未満の場合には、その保護者の属する世帯の課税状況に応じまして、月ごとの負担上限額が設定されることとなっております。

一方、移動支援につきましては、市が行う地域生活支援事業のサービスでございまして、障害のある方並びに自立支援医療、これは精神通院をされている方になりますけれども、その受給者証をお持ちの方がご利用になれるサービスでございます。

支援内容といたしましては、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時において、交通機関の利用補助など移動に伴う支援を行うものでございますが、同行援護に含まれております外出先での代筆、あるいは代読などの情報提供は移動支援には含まれず、外出の際の移動支援のみを行うサービスとなっております。

利用者の自己負担につきましては、生活保護受給世帯を除きまして、原則1割負担となっております。

次に、同行援護サービスの利用状況及び県の状況についてのご質問にお答えをいたします。

本市における平成28年11月末現在の月平均利用者数は2人でございまして、月平均利用時間は約31時間、1人当たりで申しますと、約15時間30分となっております。また、県全体におきましては、月平均利用者数は215人、1市町村当たり約5人。また、月平均利用時間は約2,438時間、1人当たり約11時間となっております。県全体の利用状況と本市の状況を比較いたしますと、本市では利用者数は少ないものの、利用時間において約1.4倍となっております。利用時間が多いことにつきましては、外出先までの移動距離が長いことなどが影響しているものと思われま。

なお、本市の同行援護利用者数につきましては、平成29年2月1日現在で3名となりまして、今後も利用実績が伸びてくるものと見込んでおります。

続きまして、同行援護の利用拡大における市の考え方と今後の事業推進についてお答え申し上げます。

本市における身体障害者数は、平成28年4月1日現在1,818人で、うち同行援護を利用できる視覚障害者数は、先ほど議員のご発言にございましたように110名となっております。先ほど申し上げましたように、本市において同行援護を利用している方は現在のところ3名でござ

いまして、利用者数が少数となっている背景には、年齢的に介護保険サービスを主に利用されている方や、ご家族、知人等の支援が可能な方が多いこと、そして軽度の視覚障害者の方の場合にはサービスの利用を必要としないことなどが主な要因となっているのではないかと推察をいたしているところでございます。

このような状況の中、本市においては、同行援護を初め各種障害福祉サービスについて、市のホームページや広報紙などによる周知のほか、窓口での相談時等において周知啓発に努めているところでございますけれども、今後におきましても、引き続きサービス利用計画を作成する相談支援事業者やサービス提供事業者との連携を図りながら、支援を必要とする方々が必要なサービスを選択できるよう適時適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

〔1番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○1番（諏訪一則議員） 各項目のご答弁ありがとうございます。それでは2回目の質問をさせていただきます。

1問目の同行援護及び移動支援の2つの事業内容の違い、ご答弁ありがとうございます。私も一度内容を調べてみました。この移動支援というものは視覚障害者に限らず、全身障害者または移動支援を要する知的障害者、精神障害者、こういった方々に対する、いわゆる外出時のサービスと理解しています。

2011年10月1日より、同行援護事業は「障害者総合支援法」の個別給付と位置づけられ、全国一律の制度となりました。つまり全国どこでも同じサービスが受けられるということであり、しかし、実際には厚生労働省が示した事業内容が市町村において徹底されてはならず、統一されるべき基準が市町村によって異なっている事態が発生しております。一部では混乱も生じていると聞いております。

移動に関するサービスとして「同行援護」というものと「移動支援」という2つの事業がありますが、まず、この同行援護とは、「視覚障害により、移動に著しく困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と定められております。

移動に著しく困難を有する視覚障害者に対して、社会生活上必要不可欠な外出、いわゆる官公庁、あるいは金融機関、冠婚葬祭、そういったときの外出、それから余暇活動等のための社会参加、例えば地域事業とか学校事業など、視覚障害者の外出保障という点においては移動支援事業と変わりませんが、ヘルパーが行う行為は、介護ではなく移動に必要な情報を提供すると明記されたことが移動支援事業とは大きく異なる点だと思います。また、移動時の情報提供に加え、目的地的での代筆、代読が業務として明記されたことも重要な点であると思います。

そこで、1項目めについて、2点質問させていただきます。代筆、代読が含まれると言いますが、市の同行援護サービス内容に通院は含まれているかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 同行援護のサービス内容に病院への通院は含まれるのかとのお質問に

お答えをいたします。

同行援護の支援範囲には、医療機関等への通院も含まれるという考え方でございます。したがって、病院等への移動に係る視覚的な情報提供のほかに、病院内での必要な支援、例えば問診票の代読、あるいは代筆なども可能であると考えてございます。

以上です。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） 理解いたしました。ありがとうございます。

次に、銀行などの金融機関の事業者に対する同行援護サービスの内容の周知についてはどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 銀行等金融機関への周知についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のように、平成28年4月1日に施行されました「障害者差別解消法」によりまして、民間事業者においても障害者への合理的な配慮が求められておりますことから、それぞれの事業所においても制度等についての周知が一定程度図られていると存じますので、それぞれの場面における窓口対応等につきましても、今後一層向上してくるものと考えてございます。

市といたしましては、ご質問の同行援護などのサービスについて、直接的に事業者等への周知はこれまで行ってきてございませんが、ただいま申し上げました「障害者差別解消法」の基本理念であります合理的配慮の提供の重要性について認識を深めるためにも、ただいま申し上げました事業者等も含めまして、幅広い視点から国・県等と連携を図りながら、制度等の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） 1項目めについては理解いたしました。ありがとうございます。

2項目、3項目めについても理解いたしました。

まだまだ視覚障害者の方やご家庭に同行援護サービスを十分理解していただくためにお願いすることもございます。視覚障害者の同行援護サービスは平成30年4月以降、同行援護従業者養成研修の修了が必要となります。同行援護サービスの従業者の研修は、国の要綱で主体は都道府県と規定されているため、県に対しての研修の機会を増やすよう要望していくことや同行援護の行政による無料研修の開催も必要かと思っております。また、サービス事業者に対しても同行援護事業者の養成や増員を働きかけ、視覚障害者のニーズに対応していくために努力していくことも重要ではないでしょうか。今後市においても同行援護サービスの充実を図り取り組んでいくことを期待いたします。また、今後もこのサービスを利用しやすくなるよう情報が当事者に、そしてまたご家族に届くことを願います。

これをもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。